

【総合評価方式】

政策分野 犯罪被害者等施策の総合的推進者			
犯罪被害者等施策の総合的推進(犯罪被害者等基本計画) (平成23年3月25日閣議決定)(対象期間:平成27年度まで)			
	政策の目的	評価結果の概要	今後の取組方針等
分野1 損害回復・経済的支援	犯罪被害者等が直面している経済的困難を打開するため、犯罪被害者等の損害を回復し、経済的に支援するための取組を行わなければならない。	平成26年3月、犯罪被害者等施策推進会議において、「犯罪被害者給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」取りまとめに従った施策の推進について決定した。この決定に基づき、犯罪被害者等給付金の支給対象事案の範囲が拡大され、犯罪被害者等に対する支援の充実につながっている。 地方公共団体による見舞金制度等は、平成23年4月から比較すると、導入した市区町村が大幅に拡大しており、犯罪被害者等に一番身近な市区町村における支援が拡充されていると考えられる。	海外での犯罪被害者等に対する経済的支援については、引き続きその具体化に向けた取組を推進していく必要がある。 警察庁の下で開催された「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会」における提言内容を早期に実現するため、予算を確保していく必要がある。 見舞金制度等について、未だ導入していない市区町村が多く残っていることから、引き続き、地方公共団体に対する地道な働き掛けが必要である。
分野2 精神的・身体的被害の回復・防止	犯罪被害者等の精神的・身体的被害に対し、これを回復・軽減し、又は防止するための取組を行わなければならない。	初めて犯罪被害者等施策に関する研修を受講する者も多く、犯罪被害者等に接する職員等に対する研修を充実させることにより、犯罪被害者等施策に対する関心を高め、犯罪被害者等の心情に対する理解を深めさせていると評価することができる。また、開催地域の特性に配慮した研修内容を実施しており、地域や受講者のニーズに即した効果的な研修となっている。	犯罪被害者団体等からは、引き続き犯罪被害者等の心情等に配慮した対応を望む声があることから、今後とも、職員等に対する研修の一層の充実を図っていく必要がある。
分野3 支援等のための体制整備	犯罪被害者等の誰もが、望む場所で、必要なときにいつでも、情報の入手や相談ができ、専門的知識と技能に裏付けられた支援が受けられるような、継ぎ目のない支援体制を民間の支援団体とともに構築していく必要があり、支援等のための体制整備への取組を行わなければならない。	犯罪被害者等に関する総合的対応窓口の設置は、市区町村においては設置率が56%から90%まで大きく進展し、地域における犯罪被害者等支援体制の整備は確実に進んでいると言える。	いまだ未設置の市町村があることから、引き続き、その設置について促進していく必要がある。また、既に総合的窓口が設置されている地方公共団体に対しては、犯罪被害者等に対する適切な対応がなされるよう、その窓口機能の充実を促進していく必要がある。
分野4 国民の理解の増進と配慮・協力確保	様々な分野・場面で、教育活動や広報啓発活動等による息の長い取組を行い、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等についての国民の理解を深め、犯罪被害者等への配慮と犯罪被害者等のための施策への協力を確保するための取組を行わなければならない。	毎年、犯罪被害者週間にあわせて、各地でイベントが開催されるなど、集中的な啓発活動が推進されており、標語の募集の件数が増加していることなどから、国民の犯罪被害者週間の知名度が確実に高まっており、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等についての国民の理解を深めることにつながっていると言える。	今後も、犯罪被害者等の置かれた状況等について、より広く国民に理解してもらい、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図っていく必要がある。
計画全体	犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図る。	犯罪被害者等推進会議では、平成27年11月18日に、「第2次犯罪被害者等基本計画(平成23年3月25日閣議決定)の実施状況の評価」を決定しており、その中では、第2次犯罪被害者等基本計画は、犯罪被害者等基本計画(平成17年12月27日閣議決定)に引き続き、4つの基本方針及び5つの重点課題を掲げ、これらに基づき、関係省庁が横断的かつ総合的な施策を展開してきた。これら施策にあつては、着実に推進が図られ、一定の成果をあげたものと評価できるとされた。	犯罪被害者等や犯罪被害者支援団体等からは、依然として、広範囲・多岐にわたる要望・意見が寄せられており、中長期的な支援を含め更なる取組の強化を図っていく必要がある。また、性犯罪や児童虐待の被害者など被害に遭ったにもかかわらず、自ら声をあげることができないなどの理由から、被害が潜在化しやすく、そのニーズを把握することが困難な被害者に対する支援等についても、今後、検討していく必要がある。